

介護保険だより

～平成21年度介護保険料について～

40歳から64歳(国民健康保険加入者)の方の保険料

住民課国民健康保険担当 内線325～327

平成21年度の介護保険料は、広報ゆがわら5・6月号において第1号被保険者(65歳以上)の保険料についてお知らせいたしましたが、今月は、第2号被保険者(40～64歳)のうち、国民健康保険に加入している方の介護保険料相当分(介護納付金分)についての決め方・納め方をお知らせします。

なお、第2号被保険者のうち職場の医療保険などに加入されている方についての介護保険料分は、加入している医療保険組合などに、直接お問い合わせください。

決め方

介護納付金分は、次の①～④で算定した合計金額となります。

①所得割額 (第2号被保険者の総所得－基礎控除額) ×1.19%

※基礎控除額=33万円

②資産割額 (第2号被保険者の固定資産税額) ×8.76%

③均等割額 (第2号被保険者数) ×8,500円

④平等割額 一世帯当たり 5,400円



例えれば、

3人家族で第2号被保険者が2人いる場合で、基礎控除額後の算出基準額200万円、
固定資産税額(都市計画税を除く)20万円としたとき

・所得割額 200万円×1.19% = 23,800円
・資産割額 20万円×8.76% = 17,520円
・均等割額 2人×8,500円 = 17,000円
・平等割額 = 5,400円

※介護納付金分の限度額は、100,000円です。

※低所得者については、均等割・平等割の2割・5割・7割の軽減があります。

介護納付金分は、
年額63,720円

となります。

納め方

国民健康保険加入者の医療給付費分・支援金分と、40歳から64歳の世帯員の介護納付金分の合計額を、国民健康保険料として、一括して世帯主が納めます。

※支援金分は、平成20年4月からスタートした「長寿(後期高齢者)医療制度」に係るもので

—もうすぐ40歳(第2号被保険者)になる方—

第2号被保険者の介護保険の加入資格は、40歳になる誕生日の前日に発生します。

介護納付金分は、介護保険の加入者の資格を取得した月の分から月割りで納めます。

—もうすぐ65歳(第1号被保険者)になる方—

65歳になる月の前月分までの介護納付金分を、医療給付費分・支援金分とあわせて納めます。65歳になった月以降の分は、あらたに、介護保険料として納付書が送付されますので、その納付書で納めていただきます。(※介護納付金分は、誕生日の前月分までの金額であらかじめ調整されているため、誕生日以降の介護保険料とは重複して納めることはできません。)

平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験「試験案内」の配布について

【試験日時】10月25日(日)10:00～

【試験案内配布】7月1日(水)から

【配布場所】介護課、県各地域県政総合センター及び保健福祉事務所など

【受付期間】7月1日(水)～31日(金) ※当日消印有効

【問合せ】介護課 内線343・344

※湯河原町地域包括支援センターは、高齢者福祉に関する総合相談窓口です。

介護や福祉に関する悩み、ご相談などについてお気軽にお電話ください。(内線344)